

吸収分割に関する事前開示書類 (変更)

南海電気鉄道株式会社

2025年 7 月30日

大阪市中央区難波五丁目 1 番60号
南海電気鉄道株式会社
代表取締役社長 岡嶋 信行

吸収分割に関する事前開示書類（変更）

（会社法第782条第 1 項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書面）

当社は、2025年 3 月31日付で当社の完全子会社である南海電気鉄道分割準備株式会社（以下「承継会社」という。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という。）に基づき、効力発生日を2026年 4 月 1 日として、当社が営む鉄道事業（泉北高速鉄道株式会社（以下「泉北」という。）との吸収合併契約に基づく吸収合併（2025年 4 月 1 日効力発生）により当社が泉北から承継した鉄道事業を含む。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うことといたしましたので、会社法第782条第 1 項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示書類の備置きを行っておりますが、今般、開示事項に変更が生じたため、会社法施行規則第183条第 7 号に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

なお、項目番号は、2025年 6 月 3 日付「吸収分割に関する事前開示書類」と対応しており、変更箇所を下線で示しております。

記

【変更後】

4. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、泉北を吸収合併消滅会社として吸収合併を行い、当社は、泉北の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。なお、当社は、泉北の発行済株式のすべてを所有していたため、本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付はありません。

当社は、2025年 7 月30日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議しております。詳細につきましては、2025年 7 月30日付適時開示「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照下さい。

以 上